

## 「子どもの居場所づくり開設等支援助成金」事業要綱

### 1 目的

東郷町内において、食事の提供や学習支援等「子どもの居場所づくり」を目的として活動する団体に対して、その実施に要する経費を助成することにより、子どもの健やかに育つ環境整備を促進することを目的とする。

### 2 定義

この要綱における「子どもの居場所づくり」とは、食事の提供、学習支援等を提供することにより、町内に子どもが気軽に立ち寄り、安心して過ごすことができる居場所をつくる活動をいう。

### 3 助成対象団体

助成の対象となる団体は、次の要件をすべて満たしている団体とする。

- (1) 東郷町内で活動する団体であること。
- (2) 定款又は会則等を備えている団体であること。
- (3) 申請団体名義の口座があること。
- (4) 活動が営利、宗教、政治活動を行う団体でないこと。
- (5) 公序良俗に反する活動を行わないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団または暴力団と密接な関係のある団体でないこと。
- (7) 本会及び町から他の助成金を受けていないこと。

### 4 助成対象事業

助成の対象となる事業は、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 東郷町内で実施されること。
- (2) 東郷町民が運営に関わっており、代表者、運営スタッフ、その他協力者等の人員を含む体制が一定以上整っていること。
- (3) 主な利用者はおおむね20歳未満の地域の子ども・若者であること。
- (4) 原則、2か月に1回以上、1回あたり2時間以上事業を実施し、1年以上の継続的な活動を見込むこと。
- (5) 1回あたりに5人以上の利用者を見込めること。
- (6) 食事の提供や学習支援、学び体験、各種相談支援等の居場所づくり活動を行うこと。なお、食事の提供については無料又は安価であること。
- (7) 利用者及び事業従事者の傷害保険に加入する等利用者の事故に備えるこ

と。

- (8) その他この要綱の目的に沿った活動を行うこと。

## 5 助成金の内容

### (1) 助成対象経費

助成の対象となる経費は、別表に定めるものとする。

### (2) 次に掲げる経費は、助成の対象外とする。

ア 事業に直接必要とされない経費

イ 用途が特定できない経費

ウ 団体の構成員の親睦会のための会合や会議の開催経費、飲食にかかる経費

エ その他助成対象とすることが適当でないと判断する経費

### (3) 助成金額

ア 助成金額の総額は、当該年度の予算の範囲内で助成する。

イ 助成金の上限額は一団体につき3万円を上限とする。

ウ 前記4（6）に該当する新たな居場所づくりを行う場合には、前項を含め上限額を一団体につき6万円を上限とする。

エ 助成金申請の総額が予算を超過する場合には、助成団体数に応じて一律に減額を行い調整する。

オ 助成金申請額が上限に満たない場合には、対象事業経費から算出し、助成額の百の位で四捨五入する。

## 6 申請及び請求

助成の交付を希望する団体は、募集期間に下記の書類を提出すること。

なお、申請回数は1団体につき年1回とする。

- (1) 「子どもの居場所づくり開設等支援助成金」交付申請書（様式第1-1号）
- (2) 「子どもの居場所づくり開設等支援助成金」活動計画書（様式第1-2号）
- (3) 「子どもの居場所づくり開設等支援助成金」収支予算書（様式第1-3号）
- (4) 団体の定款又は会則等
- (5) 前記4（2）に該当する構成員の名簿
- (6) 団体の活動内容を記載したパンフレット等団体の概要が分かるもの

## 7 審査

助成金の交付に際しては、本会が書類選考を行う。

## 8 決定

本会は、審査結果に基づき、助成対象事業及び助成金額を決定し、助成金交付決定通知書（様式第2号）または助成金不交付決定通知書（様式第3号）により通知する。

## 9 交付

- (1) 決定通知書送付後、おおむね3週間程度で助成金を交付する。
- (2) 交付は指定口座への振り込みによって行う。

## 10 留意事項

- (1) 交付決定日より前に購入又は支出したものは助成の対象外とすること。
- (2) 食中毒やけがに対応できる保険に加入するなど、必要な補償対応ができる体制を整えること。
- (3) 食事、弁当等の提供にあたっては、食中毒発生防止のため衛生管理を徹底すること。
- (4) 利用者の安全の確保を図り、近隣への配慮に努めること。
- (5) 個人のプライバシー保護に十分配慮するとともに、個人情報の取り扱いに十分気を付けること。
- (6) 専門的な支援が必要な子どもを把握した場合、必要に応じて関係機関につなぐこと。

## 11 助成内容の変更

- (1) 助成金の交付を受けた団体は、申請した活動計画・収支予算による運営を行うものとする。
- (2) 助成金の交付を受けた団体は、団体概要及び申請額に変更があった場合は、事業計画等変更申請書（様式第4号）により本会に申請し、許可を得なければならない。
- (3) 本会は前項の内容について審査し、その結果を事業計画等変更決定通知書（様式第5号）により通知する。

## 12 報告

助成金の交付を受けた団体は、翌年度4月30日までに下記の書類を提出すること。なお、本会における当報告書の保管期間は5年間とする。

- (1) 「子どもの居場所づくり開設等支援助成金」実績報告書（様式第6-1号）
- (2) 「子どもの居場所づくり開設等支援助成金」活動報告書（様式第6-2号）
- (3) 「子どもの居場所づくり開設等支援助成金」収支決算書（様式第6-3号）
- (4) 活動費用に関する領収書等（写し可）。但し、各宛名が申請者と同一のも

のに限る。

- (5) 本会ホームページやSNSに掲載可能な活動写真
- (6) 活動内容が確認できる書類（パンフレット、チラシ等）

### 13 助成決定の返還

助成金の交付を受けた団体が下記のいずれかに該当する場合は、本会は助成金返還請求書（様式第7号）により、助成金の全部もしくは一部の返還請求するものとする。

- (1) 余剰金が発生した場合は、余剰金を返還する。
- (2) 報告書の提出がない場合は、全部を返還する。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合は、全部を返還する。
- (4) 前記4に基づく助成対象事業を中止した場合、又は完了できなかった場合は、助成金の全部もしくは一部を返還する。
- (5) 助成金を助成対象事業以外に使用した場合は、助成金の全部もしくは一部を返還する。

### 14 募金活動への協力義務

- (1) 助成金の交付が決定した団体は、募金箱の設置や街頭募金等、募金活動に積極的に参加しなければならない。
- (2) 助成金の交付を受けた団体は、事業実施に係る各種配布資料等に当該事業が共同募金配分金を利用した事業であることを明示しなければならない。

### 15 その他

この要綱に記載されていない事項については、本会会長が定める。

### 附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 助成対象経費

項目	内 訳
食料費	子ども食堂、フードパントリー等で提供する食料 ※飲用アルコール代、運営スタッフの会食代は対象外とする。
賃借料	事業及びその打ち合わせに係る会場使用料、機材・機器の賃借料
備品購入費	価格が1万円以上かつ事業に使用するものに限る。
消耗品費	価格が1万円未満かつ事業で使用するものに限る。 例：調理器具、文房具、手指消毒用アルコール等
諸謝金、旅費	講師・専門家・出演者等に対する謝礼や旅費及び1回あたり500円以下の団体構成員、ボランティアへの謝礼、人件費
交通費	団体構成員、ボランティアの公共交通機関の運賃、ガソリン代
印刷製本費	事業の広告宣伝のためのチラシ等の印刷代
光熱水費	事業実施に要する電気代、ガス代、上下水道代 ※助成事業の実施に要した金額を明示すること。
検査費	団体構成員、ボランティアの検便等の検査手数料
保険料	利用者や団体構成員、ボランティア等の事業に係るケガや賠償責任の補償を行う保険の保険料
通信運搬費	事業に要した通信費
その他事業費	上記以外で、事業実施に必要不可欠であると本会会長が認めたもの。

様式第 1-1 号 (第 6 条関係)

年 月 日

年度「子どもの居場所づくり開設等支援助成金」交付申請書

社会福祉法人東郷町社会福祉協議会長 様

団体名 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_

代表者住所 \_\_\_\_\_

代表者連絡先 ( ) \_\_\_\_\_

このことについて、「子どもの居場所づくり開設等支援助成金」事業要綱第 5 条の規定に基づき、下記のとおり助成金の交付を申請します。

記

1 助成金申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 振込先

銀行・農協・信金		支店
<input type="checkbox"/> 座番号		普通預金・当座預金
フリガナ		
<input type="checkbox"/> 座名義人		

添付書類

- (1) 活動計画書 (様式第 1-2 号)
- (2) 収支予算書 (様式第 1-3 号)
- (3) 団体の定款又は会則等
- (4) 構成員の名簿
- (5) 団体の活動内容を記載したパンフレット等団体の概要が分かるもの

様式第 1-2 号（第 6 条関係）

「子どもの居場所づくり開設等支援助成金」活動計画書

月	日	内 容	場 所	参加予定人数
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
1				
2				
3				

※行が不足する場合は適宜追加して記載してください。

様式第 1-3 号 (第 6 条関係)

「子どもの居場所づくり開設等支援助成金」収支予算書

(1) 収入の部

(単位:円)

項目	予算額	左の積算内訳
本助成金		
他助成金		
自己資金		
参加者負担金		
その他		
合計		

(2) 支出の部

(単位:円)

経費区分	予算額	左の積算内訳
食料費		
賃借料		
備品購入費		
消耗品費		
諸謝金・旅費		
交通費		
印刷製本費		
光熱水費		
検査費		
保険料		
通信運搬費		
その他事業費		
合計		

様式第2号（第8条関係）

東社協発第 号  
年 月 日

様

社会福祉法人東郷町社会福祉協議会  
会 長

「子どもの居場所づくり開設等支援助成金」交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました「子どもの居場所づくり開設等  
支援助成金」について、下記のとおり交付することに決定します。

記

助成交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

様式第3号（第8条関係）

東社協発第 号  
年 月 日

様

社会福祉法人東郷町社会福祉協議会  
会 長

「子どもの居場所づくり開設等支援助成金」不交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました「子どもの居場所づくり開設等支援助成金」について、審議しました結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 通知事項 不承認

2 理由

様式第4号（第11条関係）

年 月 日

年度「子どもの居場所づくり開設等支援助成金」交付  
事業計画等変更申請書

社会福祉法人東郷町社会福祉協議会長 様

団体名 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_

代表者住所 \_\_\_\_\_

代表者連絡先 \_\_\_\_\_（ ）\_\_\_\_\_

年 月 日付東社協第 号で決定を受けた助成対象事業について、  
下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、「子どもの居場所づくり開設等支  
援助成金」事業要綱第11条（2）の規定により申請します。

記

活動内容の名称	
変更（中止・廃止）の内容	
変更（中止・廃止）年月日	年 月 日
変更（中止・廃止）の理由	
添付書類	

様式第5号（第11条関係）

東社協発第 号  
年 月 日

年度「子どもの居場所づくり開設等支援助成金」交付  
事業計画等変更決定通知書

様

社会福祉法人東郷町社会福祉協議会  
会 長

年 月 日付で申請のあった「子どもの居場所づくり開設等支援助成金」事業の変更（中止・廃止）については、下記のとおり決定したので、「子どもの居場所づくり開設等支援助成金」事業要綱第11条（3）の規定により通知します。

記

活動内容の名称	
変更（中止・廃止）の内容	
交付金額 変更（中止・廃止）後	円
変更（中止・廃止）年月日	年 月 日

様式第 6-1 号（第 12 条関係）

年 月 日

年度「子どもの居場所づくり開設等支援助成金」実績報告書

社会福祉法人東郷町社会福祉協議会長 様

団体名 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_

代表者住所 \_\_\_\_\_

代表者連絡先 \_\_\_\_\_（ ） \_\_\_\_\_

活動を下記のとおり実施しましたので、「子どもの居場所づくり開設等支援助成金」事業要綱第 12 条の規定に基づき報告します。

記

添付書類

- 1 「子どもの居場所づくり開設等支援助成金」活動報告書（様式第 6-2 号）
- 2 「子どもの居場所づくり開設等支援助成金」収支決算書（様式第 6-3 号）
- 3 活動費用に関する領収書等。写し可、但し各宛名が申請者と同一のもの。
- 4 本会ホームページや SNS に掲載可能な活動写真
- 5 活動内容が確認できる書類（パンフレット、チラシ等）

様式第 6-2 号（第 12 条関係）

「子どもの居場所づくり開設等支援助成金」活動報告書

月	日	内 容	場 所	参加人数
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
1				
2				
3				

※行が不足する場合は適宜追加して記載してください。

様式第 6-3 号 (第 12 条関係)

「子どもの居場所づくり開設等支援助成金」収支決算書

(1) 収入の部

(単位:円)

項目	決算額	左の積算内訳
本助成金		
他助成金		
自己資金		
参加者負担金		
その他		
合計		

(2) 支出の部

(単位:円)

経費区分	決算額	左の積算内訳
食料費		
賃借料		
備品購入費		
消耗品費		
諸謝金・旅費		
交通費		
印刷製本費		
光熱水費		
検査費		
保険料		
通信運搬費		
その他事業費		
合計		

余剰金 (社協へ返還)

金

円

様式第7号（第13条関係）

東社協発第 号  
年 月 日

様

社会福祉法人東郷町社会福祉協議会  
会 長

「子どもの居場所づくり開設等支援助成金」返還請求書

東社協第 号で交付した「子どもの居場所づくり開設等支援助成金」について、下記の理由のため、全額・一部余剰金の返還を請求します。

記

1 返還金額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 返還請求理由

- (1) 申請書に虚偽や違反が認められたため
- (2) 余剰金の報告があったため

3 返還期限

月 日（ ）までに下記の口座まで振り込んでください。

4 振込口座

金融機関名	あいち尾東農協
支店名	東郷支店
預金種目・口座番号	普通 0006447
フリガナ 口座名義	シャカイフクシホウジントウゴウチョウシャカイフクシキョウギカイ 社会福祉法人 東郷町社会福祉協議会  リジチョウ 理事長